

若手医師に対する研修支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内の医療機関等に所属する若手医師が、国外又は県外の先進的な医療機関等において研修を実施することに対し、県がとちぎ安心医療基金を活用して必要な経費を補助することにより、医師の学術向上及びキャリア形成、並びに本県の医療水準の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、次の要件にすべて該当する者とする。

- (1) 県内の医療機関等に在籍する、医師免許取得後5年以上15年以内の医師
- (2) 現在所属している医療機関等から、この補助事業の対象者として推薦を受けている者
- (3) 国外又は県外の先進的な医療機関等からの招請状又は受入れ承諾書を得ている者
- (4) 研修を修了した日の翌日から起算して1月以内に常勤医師として県内の医療機関において勤務を開始し、かつ、1年間又は補助対象期間の2倍以上に相当する期間の内、いずれか長い方の期間、県内の医療機関において勤務することができる者

(補助事業)

第3条 この補助の対象となる事業は、国外又は県外における先進的な医療機関等で実施される医療に関する高度な技術や専門知識を習得する研修とする。

2 研修期間は3月以上とする。

(補助事業の決定)

第4条 補助事業は、公募するものとし、当該公募に係る書類の審査等により補助事業を選定し決定する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助の対象とする事業費の費目、補助の基準額、その他補助金の算定に必要な事項は別に定める。

(その他)

第6条 補助の対象となる事業は、医師1人当たり1回に限るものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。